

平成26年6月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成26年6月18日（水） 午前9時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
荒川由美子	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	菱沼 孝
教育総務部生涯学習課長	野間 俊行
教育総務部教職員課長	栗原 裕
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	小田部 英仁
学校教育部教育指導課長	丸瀬 正
学校教育部支援教育課長	三浦 昭夫
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	小貫 朗子
博物館運営課長	稲森 但
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	市川 敦義

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に 森武委員を指名した。
  
- 議案「事務局等職員の人事について」の追加提出があり、追加審議を提案、「総員挙手」をもって日程第2 議案第30号として追加審議することを決定。
  
- 日程第1 議案第29号及び日程第2 議案第30号は人事案件のため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告  
前回の定例会から本日までの報告事項

(青木教育長)

それでは、平成26年5月24日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

5月28日に、県下全市町村の教育長会議があり、地方行政組織法の改正への国の動きや改革の内容及び県の教育施策の取り組みについての説明があり、質疑がなされました。

31日と6月1日には、関東高校レスリング大会が横須賀アリーナにおいて開催され、8都県で勝ち抜いた男子は2スタイル各8階級、女子7階級で熱戦が展開されました。

この横須賀アリーナは、8月に開催される全国高等学校総合体育大会（インターハイ）のレスリング会場となります。

2日には、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に、東京都北区にあるナショナルトレーニングセンターの拡充施設の候補地として、誘致活動するために全市的な取り組みに当たる官民一体となった誘致委員会の設立総会が横須賀市役所で行われました。

私も14人の理事の一人として参画してまいります。

10日には、市議会第二回定例会が開会し、10日・11日の2日間にわたる本会議では14名の議員から一般質問、また、13日・16日の2日間の教育福祉常任委員会において、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」「中学校完全給食の実施にかかる検討結果」「6月26日に予定している学校・教育委員会合同防災訓練」「市立幼稚園の今後の方向性」等について質疑がなされました。

昨日17日には、常任委員会委員による所管事務調査として、今後国の史跡と

して指定予定の「千代ヶ崎砲台跡」の現場視察がなされております。  
指定後は、文化財保護法に基づき、教育委員会で管理することになります。

13日からは、来年度の教科用図書採択に向けての展示会が、「教育研究所」  
「ヴェルクよこすか」の2会場で26日まで開催されております。

なお、先月の定例会で報告いたしました中学校全23校の修学旅行は、事故等  
なく無事終了いたしました。

また、小学校34校で行われた運動会も、7日に予定した5校が2日後の9日  
(月)に延期されましたが、終了しております。

最後に、月初めから降り続いた豪雨による災害発生について報告いたします。  
7日午前1時ごろ、国道134号線からハイランドへの入り口交差点付近の崖が  
崩落し、通行不能となりました。現在も、土木部において応急仮復旧工事を施  
工中であります。当該道路は、神明小学校・神明中学校の通学路となっておりますので、9日(月)から通行可能となるまでの間、う回路を利用するよう指導をしております。

また、13日未明に浦賀中学校プール脇の法面が崩落し、グラウンドからプー  
ルへの入場に支障が生じました。プール指導が始まる時期なので、グラウンド  
から直接プール敷地へ入れるように、プールのフェンスの一部を切断して仮設の  
入口を設置する工事を緊急に行います。

なお、いずれの崩落も児童・生徒を含め、人的被害はありません。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

委員長 報告事項の聴取を宣言

報告事項(1) 『横須賀市施設配置適正化計画～公共施設の将来構想～素案  
について』

(教育政策担当課長)

それでは、横須賀市財政部が策定する「横須賀市施設配置適正化計画 ～公  
共施設の将来構想～」の素案について、ご報告します。以後、「計画素案」と  
呼びます。

計画素案の1ページをお開きください。計画の目的です。これまで本市では、  
人口の増加や市民ニーズなどに応じて、学校、市営住宅、社会福祉施設、コミ  
ュニティセンターなど多くの公共施設が整備されてきました。現在、これらの  
公共施設のうち6割近くが既に建築後30年以上となっており、今後多額の更新

費用が必要となってきます。一方で、人口減少や少子高齢化などに伴う社会保障費などの歳出の増加と市税などの歳入の減少により、その費用が十分に確保できない財政状況にあります。

この状況を広く市民の皆さまに知っていただくために、平成25年度（2013年度）に「横須賀市公共施設マネジメント白書」が作成されました。以後、「白書」と呼びます。

施設配置適正化計画は、「白書」で明らかになった公共施設の現状を踏まえ、人口減少や求められる施設サービスの変化への対応、限られた財源の中で、今後必要となる多額の更新費用の負担軽減を図るため、基本的な方針などを明らかにし、現状認識を市民の皆さまと共有しながら、施設の適正な配置を実現するための将来構想として策定されるものです。

計画の期間としましては、全体の計画期間は「白書」で示した更新費用試算の期間と合わせ、平成27年度（2015年度）から平成64年度（2052年度）までの38年間としています。全体の計画期間を、中長期（平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）・10年間）、長期（平成27年度（2015年度）～平成46年度（2034年度）・20年間）、超長期（平成27年度（2015年度）～平成64年度（2052年度）・38年間）の3つの期間に区分し、早急な対応が必要な取り組みを中長期で、ある程度時間をかける必要のある取り組みを長期で、最終的な目標を超長期で、それぞれ示しています。

計画素案の19ページをお開きください。施設配置適正化に関する基本的な考え方ですが、1の5つの公共施設マネジメント方針に基づき、施設配置適正化に向けて、施設総量を17%縮減することを目標としています。

縮減目標を設定するに当たり、当初、人口減少や厳しい財政状況に見合う、適正な施設の配置に向けて、「白書」で示した将来更新費用の推計を踏まえ、施設総量を30%縮減する案がいったん作成されましたが、この案では、コミュニティセンターや図書館、体育会館など数多くの施設を廃止することとなり、行政サービスの大幅な低下は避けられず、市民生活への影響も大きくなることが予想されました。

そこで、再度行政サービスの低下を最小限にとどめつつ、着実に施設総量を縮減することのできる案を検討し、「施設総量17%縮減案」を、計画の縮減目標として設定することとしました。

なお、この縮減目標では施設総量の縮減が「白書」で示した30%縮減に対して不足することとなりますが、施設総量の縮減のほかに、民間資金の活用などによる更新費用の削減を行うとともに、維持管理コストの削減、受益者負担の適正化、資産の売却などにより更新費用の財源を確保することとしています。

計画素案の24ページをお開きください。施設配置適正化計画策定後、縮減の

取り組み推進に向け、施設分野別の実施計画を作成し、施設の縮減を進めることとしています。

次に、教育委員会に関わる個別の施設につきまして、「適正化に向けた方向性」についてご説明します。

計画素案の28ページをお開きください。枠内の施設名称の3番目です。「婦人会館」です。こちらは、「平成27年度開館予定の新大津コミュニティセンターに、婦人会館の機能を移転」としています。

次に、その下、「万代会館」です。こちらは、「老朽化が進んでいるため、廃止」としています。

次に、30ページをお開きください。下の枠内の施設名称の1番目、「児童図書館」です。こちらは、「青少年会館の機能を集約し、建て替え」としています。

次に、その下、「中央図書館」です。こちらは、「利便性等を考慮の上、移転を検討し、建て替え」としています。

次に、32ページをお開きください。枠内の施設名称の1番目、「生涯学習センター」です。こちらは、「利用率が低い貸室等を縮小し、空いたスペースに逸見行政センター、逸見コミセンを移転（移転先は、ウェルシティ市民プラザの各施設を含めて検討対象とするが、縮減面積としては一括して生涯学習センターに計上）」としています。

次に、いちばん下、「天神島ビジターセンター」です。こちらは、「施設の老朽化に伴い、廃止」としています。

次に、33ページをお開きください。運動施設の「公園プール」です。こちらは、教育委員会の所管ではありませんが、学校体育の水泳授業に関わる施設です。下の枠内の施設名称をご覧ください。まず、10年以内の中長期として、「田の浦公園」・「平作公園」・「鴨居公園」について、「公園プールは老朽化に伴い、廃止（建て替えはしない）」としています。

次に、34ページをお開きください。20年以内の長期として、「湘南鷹取5丁目第2公園」・「久里浜公園」・「富浦公園」について、「公園プールは老朽化に伴い、廃止（建て替えはしない）」としています。

次に、38年以内の超長期として、「浦賀7丁目公園」・「長沢村岡公園」について、「公園プールは老朽化に伴い、廃止（建て替えはしない）代替施設として、近隣小中学校プールの市民開放を検討」としています。

飛びまして、59ページをお開きください。下の枠内の施設名称をご覧ください。38年以内の超長期として、「根岸公園」について、「公園プールは老朽化に伴い、廃止（建て替えはしない）代替施設として、近隣小中学校プールの市民開放を検討」としています。

お戻りいただき、38ページをお開きください。小学校について、ご説明します。下の枠内の施設名称をご覧ください。20年以内の長期として、「学級数が11学級以下の小学校は近隣校との統廃合を検討（9校）」としています。この校数は、これまで教育委員会が適正規模・適正配置の基準としてきた、「クラス替えができない学年がある11学級以下」に基づいたもので、平成25年度時点での校数を記載したものです。

次に、20年以内の長期として、「児童数等に応じて、建て替え時に規模縮小（1校につき16%程度縮減、4校）」としています。この校数は、これまでの適正規模・適正配置の基準ではなく、「築年数50年以上の学校」のうち、「統廃合の検討9校の統合相手に想定される学校」や「開発予定があり、児童生徒が増加することが想定される学校」、また「教室使用率80%以上の学校」を除いた学校の校数を記載したものです。

次に、39ページに移りまして、38年以内の超長期として、「児童数等に応じて、建て替え時に規模縮小（1校につき19%程度縮減、15校）」としています。この校数も、これまでの適正規模・適正配置の基準ではなく、「築年数30年以上、50年未満の学校」のうち、先ほど20年以内の長期で申し上げた学校を除いた学校の校数を記載したものです。

次に、中学校について、ご説明します。下の枠内の施設名称をご覧ください。20年以内の長期として、適正規模・適正配置の基準により「学級数が5学級以下の中学校は近隣校との統廃合を検討」と考えていますが、現在5学級以下の中学校はないので、記載はありません。

また、20年以内の長期として、「生徒数等に応じて、建て替え時に規模縮小（1校につき19%程度縮減、6校）」と記載しています。38年以内の超長期として、「生徒数等に応じて、建て替え時に規模縮小（1校につき23%程度縮減、8校）」と記載しています。それぞれの校数については、小学校の場合と同様の考え方です。

次に、41ページをお開きください。下の枠内の施設名称をご覧ください。「幼稚園」について、「市立幼稚園が参入する意義は薄れていると考えられるため廃止し、他の公共施設等への転用を検討」とされています。

以上が、教育委員会に関わる個別の施設についての記載です。

今回の計画素案については、市役所の全庁で議論し、市長を本部長とする施設配置適正化推進本部において市として決定したものです。計画素案は、今後、様々な場で議論をするために作成したものであり、現段階で確定したものではありません。今後は、計画素案に対して外部有識者等で構成する施設配置適正化計画検討委員会や市議会での議論、市長と話す車座会議などでの市民意見などを踏まえ、原案を作成し、パブリックコメント手続を経て最終的な計画とし

て26年度末に決定する予定となっています。

今後、教育委員会においても、この横須賀市施設配置適正化計画をふまえて、各所管施設について、配置適正化を図る取り組みを行っていきます。

以上で、「横須賀市施設配置適正化計画 素案」についてのご説明をおわります。

(森武委員)

学校教育施設について少しお伺いしたいのですけれども、38ページから40ページぐらいですか、小学校、中学校のご説明、今いただきましたけれども、例えば38ページの小学校の長期は16%縮減という説明があったり、超長期については19%というパーセントが提示されている。あるいは中学校には同じように39ページで長期が19%、超長期が23%になっているのですけれども、この割合というのはどうやって決められたのでしょうか。

(教育政策担当課長)

それはちょっと言葉で言うとうわかりにくいかもしれないのですけれども、教室使用率といいまして、学校ごとに現在の学級数を教室数で割りまして、まず教室使用率を算定して、それからその教室使用率をもとに縮減割合を、例えば教室の使用率が50%未満でありましたら縮減割合は50%。それから50%以上60%未満でしたら40%の縮減と。差し引きになるので100%から教室使用率の60%を引いて40%にしております。

それに可変面積といいまして、学校の校舎の場合は教室の生徒に数によってということではなくて、職員室や体育館のように生徒の数によって変わらない部分もございます。その可変の面積の割合をある、小学校、中学校それぞれモデルに、小学校の場合は62.6%、中学校の場合は68.3%という可変の割合に縮減割合を掛けまして、可変面積の割合掛ける縮減割合、つまり小学校の場合は62.6%で、もし縮減割合50%の学校であれば、62.6掛ける50%ということで、31%を縮減するというので、それぞれ教室の使用率を10%刻みに出しまして、小学校についていえば50%未満の学校でしたら建てかえ時の縮減率が31%、それから使用率が極端に80%以上の場合でしたら、当然縮減率は建てかえ時ゼロというように、段階別にあらわしたものを表示しているという形になります。申し訳ありません。数字の説明資料を用意しておりませんでした。

(森武委員)

何となく概要はわかったと思うのですけれども、その中で要は個別の学校の空き教室、あるいは25年度現在をベースにした教室使用率の、要は余っている

部分から算定してということで、個別に考慮した結果こういういろんな数字が出ているという理解でいいと思うのですけれども。

その中で、例えば50%しか使用されていないと50%まず削減するという話ですと、そこだけ見ると削減後は教室使用率が100%になってしまうと思うのですけれども、そこは後半の説明であった縮減率を掛ける云々というところで緩和されるのかなと思います。例えば平成25年度の生徒数・児童数が変わらないまま20年後に建てかえたとしたときに、教室稼働率というのは何%になるようなものを想定されてつくられているかというのを教えていただきたいです。

(教育政策担当課長)

実際には委員おっしゃるように、現段階では25年度の数字だけを使っていて、将来生徒数の増減がどうなるということでの想定ではございませんので、実際の計画の段階のときでの判断ということになると思います、その割合については、現段階で決まっている割合ではありません。

(森武委員)

もちろん20年後ですから、その間に地域の状況によってより児童が減る場合もあれば、あるいはふえる場合、あるいは現状維持という場合もあると思うので、それは当然そのときそのときの計画だと思うのですけれども、もともとこれ試算ですから、あるモデルに基づいて計算しないといけないと思うので、例えば平成25年度にある一定の数の生徒数がいて、今、教室稼働率が50%しかなかったところをモデルに考えたときに、それを建てかえたときに縮減率と違って、ちょっと難しい説明があったので、それを考慮するとそのまま建てかえたとしても80%ぐらいになりますよというのか、最初のご説明でいうと50%だったらまず50%減らしますということからスタートしているんで、新しく建った学校は稼働率100%になってしまうというようなふうにも聞こえたんですが、そのあたりはどういうふうなモデルを立てられているのかを、簡単にもしご説明できればお願いしたいのですが。

(学校管理課長)

先ほど説明がありました縮減率、教室の使用率が50%なら縮減割合は50%とあるのですけれども、実際この50%が60%だと縮減率何割と決まっているのですが、現状この試算の方法では80%以上だと縮減割合0%という試算をしています。ですから、その時点でどのくらいになっているか、今の段階では何とも言えないのですけれども、考え方としては80%程度であれば80%の使用率を目指すというような考え方でよろしいのかなと。現在の縮減割合、要するに80%



以上教室の使用率があれば、縮減割合はゼロ%という計算になるわけですので、それを踏まえると目標としては教室の使用率というのは80%程度を目指すということになります。

(森武委員)

口頭のご説明だったので、少し理解を私ができていないところがあるかもしれませんが、縮減率というのは今の最初のご説明では、例えば固定の職員室とか、その他いろいろクラス数が何クラスであっても必ず必要な面積というのがあるんで、その分を考慮するのだというご説明だったので。そうすると、そこに例えば、仮に先ほどご説明があった50%しか使用しなければ、まず50%減らす目標から始まりましたときに、縮減率が職員室とかの分なので、そこにはフォローされていないとすると、でき上がった学校は稼働率100%になってしまうのではないかなという心配があるのですけれども、そういうことはないという理解でよろしいですか。

(教育総務部長)

今のご意見の中で、50%だったら50%でやるところもあるのですけれども、学校管理課長が説明したように、80%であれば縮減しない。20%の余裕があると。縮減率は5段階ぐらいに分かれているのですけれども、例えば50%から60%ぐらいの教室の使用率があれば、最大の40%は縮減。そこで10%余裕ができるんですね。ですから、きちきちの100%ではなくて、10から20ぐらいの余裕を持った縮減しようというところは全体的なイメージがあると思います。

(森武委員)

わかりました。

報告事項(2) 『横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則制定に伴う教育長の臨時代理による事務について』

報告事項(3) 『横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則制定に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(支援教育課長)

報告事項(2) 「横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則制定に伴う教育長の臨時代理による事務について」及び報告事項(3) 「横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則制定に伴う教育長の臨時代理による事務について」併せて、説明いたします。

初めに、報告事項（２）は、平成26年7月1日施行予定の「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」第21条に基づき、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則」を条例施行日と同日で施行させるため、平成26年7月1日付けで、教育長が臨時代理の事務を行うことについて、事前に、報告するものです。

同施行規則の内容について、説明いたします。

同施行規則第1条は、条例第16条第1項の規定により、市民が、いじめ、体罰、学校問題を発見した場合、学校への通報の方法について規定をしています。次に、第2条は、条例第16条第3項の規定による、学校が、いじめ、体罰、学校問題に関して、教育委員会への報告の方法について規定をしています。

続きまして、報告事項（３）について、説明いたします。

報告事項（３）は、平成26年7月1日施行予定の「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」第17条第5項に基づき、「横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則」を条例施行日と同日で施行させるため、平成26年7月1日付けで、教育長が臨時代理の事務を行うことについて、事前に、報告するものです。

同規則の内容について、説明いたします。

同規則第1条から第5条までは、条例第17条第5項の規定により、教育委員会の附属機関である「横須賀市いじめ等課題解決専門委員会」の運営について必要な事項を規定しています。

また、附則として、教育委員会事務局等事務分掌規則を改正して、教育委員会の附属機関として、新たに、同委員会を規定します。

なお、上記2件の報告事項については、次回7月の教育委員会定例会において、「教育長の臨時代理の事務の承認について」の議案として提出予定です。

以上で、報告事項（２）「横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則制定に伴う教育長の臨時代理による事務について」及び報告事項（３）「横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則制定に伴う教育長の臨時代理による事務について」の説明を終わります。

（森武委員）

報告事項（２）について質問させていただきたいんですけども、第1条なんですけれども、今のご説明で、条例の第16条第1項の規定ということで、これは市民が通報する場合も、通報しなければならないことに対して通報する方法を規定しているというご説明でしたけれども、本文の2行目から3行目なんですけれども、16条第1項の規定による通報は次に掲げる事項を記載した書面によらなければならないということで、書面を義務づけているのは何か理由があるのでしょうか。

(支援教育課長)

一般的には最初の通報は電話、あるいは直接学校においでいただく形になると思いますが、これが最終的な形で保護者、学校にかかわる大きな問題になった場合については、書面で残す必要があるためにこのような規定を関係部局と相談をした上で規定をさせていただきました。

(森武委員)

まさにそのところに少し疑問があるのですけれども、例えば保護者であれば最初学校に相談に行って、それを正式に届けるとなったときに、書面でということを書面をお願いするということは実際可能だと思います。この条例の16条第1項というのは市民を規定していきまして、例えば登下校時に見かけた場合とか、あるいは近所で遊んでいる子供たちなどもいじめに遭っているといった場合も、市民は義務として通報することとなっているのですけれども、その際に、当然最初は電話等で通報入ると思うのですけれども、そのときにこの条例で規定する通報とするためには、来ていただいて、書面、あるいは来なくてもいいのか、書面で出さないと通報としては受け取りませんよというふうには見えてしまうのですけれども、そのあたりはどう考えたらよろしいでしょうか。

(支援教育課長)

確かに委員おっしゃったとおりのことになるとと思いますが、一般にお電話をいただいた場合はお名前をおっしゃらないというケースが多々あるかと思えます。そして学校が行ってみるとその事実があつてということになりますと、改めて通報をいただいた方を特定して書面をいただくということは、物理的に不可能な場面もあると思いますが、そういった場合はそれは通報によって学校が確認したわけですが、学校が発見をしたという形で対応する形になるかと思っています。

なお、この場合、お名乗りいただいて通報いただいた場合においては、もちろん丁寧な対応をさせていただくのですが、最終的になるべくご迷惑のかからない形で、きちっとした形で通報いただいた内容等については、この書面を教育委員会並びに学校のほうで対応する中で、正式な対応ができればと思っています。

(森武委員)

今回、議会で審議されているこの条例なのですけれども、この条例自体は恐らく市民に義務を課しているということで、幅広くいじめの情報をいただきま

しょう。それによって市民に義務を課していると思うのですけれども、その際に書面というのがまず私は一つひっかかったのと、あとそれ以外に発生日時・場所というのは概略でよければ特定できると思うのですけれども、対象者及び相手の指名と書いてあるのです。そうすると条例では通報すると書いてあるのですけれども、この施行規則で条例に基づく通報をしようと思うと、実際問題、市民の方はよく人間関係がわかっている方以外は通報できないということがあるので、これは逆に言うと条例では広く市民に義務を課して通報しなさいと言っておきながら、実際受け取るほうではなかなか受け付けずに門前払いにするためにつくっていると思われ、批判を受けるような規則じゃないかなと思ってご質問させていただいているのですけれども。

例えばここを「可能な範囲」とか、あるいは「わかった範囲で」とか、「原則」でもいいのですけれども、何か少し弱めないと、これをこのままやれば恐らく保護者からの通報はあるでしょうけれども、それ以外の、せつかく条例で「市民」と書いてある、市民から一般的にいう第三者からの通報というのはほとんど受け取れないのではないかと思うのですけれども、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

(支援教育課長)

委員おっしゃるとおりの部分が確かにあるかなと思うのですが、決して門前払いにするとか、そういう意図ではありません。おっしゃるとおり、確かに第三者である市民の方が発見された場合は、この6項目全てが記入できるはずがない場面があるかと思えます。こちらとしてはもちろん可能な範囲でというニュアンスは持っているわけですが、関係部局とも相談した上で、そういった表現、可能な範囲でという文言が必要であるならば、その部分については柔軟に考えたいと思っております。

(森武委員)

あともう1点お願いなのですが、書面の部分を第三者の方がいじめに遭っているお子さんがいて、それを何とかしたいと思って通報するわけですので、その部分を、これは条例に基づく通報にはならないと、証明を出さなければならぬと言わざるを得ないような状況というのは、通報した方が後味が悪くなるのではないかと思いますので、そのあたりも何か、これはどうしてもこの証明が必要であれば、そこを通報ではないけれども、学校で認知したので処理させていただきます。ご理解いただければいいのですけれども、通報の部分自体をもう少し柔軟にできるようなことをあわせて考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(支援教育課長)

そのあたりにつきましては、善意で連絡をいただく方に、後々不快な思いがなくはない、それはこちらの意図するところでもございませんので、その部分につきましてはそういったことも含めまして柔軟な対応ができればと考えています。

(森武委員)

よろしく申し上げます。

(三浦委員)

今度、通報された方の書面が残るわけですが、これは秘密保持というか、それについてはどのようにお考えでしょうか。

(支援教育課長)

この部分につきましては、当然書面をいただければどなたがという形になるわけですが、これはやはり通報した方の個人情報保護を保護しなければいけない部分は、個人情報保護によって十分守られているわけでございますので、そのあたりについては厳密な対応をしていくというふうに考えています。

(三浦委員)

まだ具体的にはどうするという事は全然検討されていないですか。

(支援教育課長)

基本的にはこれはもう個人情報保護条例によって守られている内容に当てはまりますので、その範囲の中で考えています。

(森武委員)

今のところ、私がそういうことを言うのはちょっとおかしいのかもしれませんが、今多分審議されている条例案というのは、第20条に個人情報の保護というのがうたっているもので、もちろん個人情報保護法に基づいてやるのでしようけれども、それだけでは一般的ではなくて、この条例の中にうたっているということじゃないのかなと思ったのですが、それはどうなのでしょう。

(支援教育課長)

おっしゃるとおり、20条には個人情報の保護についての規定もございますの

で、その部分も含めて厳密に個人情報保護されているわけでございます。

(齋藤委員長)

今、森武委員、三浦委員、両方からのご意見がありましたけれども、私も全く同感なので、この条例を施行するいわゆる本当の目的が達成でき、かつ通報した方がきちんと、せっかく通報してくださるという思いを無にせず、しかも個人情報をちゃんと守って、しかもいじめの解決とか早期発見に役立つという。とにかくその原則に照らして、一番やりやすい、かつ全ての方にいろんな面での迷惑がかからない、それから通報しやすい、そういう点をお考えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

報告事項(4)『本市における中学校完全給食の実施にかかる検討結果について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項の(4)「本市における中学校完全給食の実施にかかる検討結果について」ご報告いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。まず、「1 検討の経緯」についてですが、平成25年請願第2号『中学校給食の導入について』の審査の際に、「執行部においては、中学校における給食のあり方について、市民ニーズを十分に考慮し、併せて財政面の負担も考慮しながら、完全給食の実施形態に関して積極的な検討を行うこと」とのご意見をいただいたことを受け、昨年度、視察調査等を実施し、検討を行ってきた結果をご報告するものです。

次に、「2 学校給食とは」で、学校給食の法令上の位置付けなどにつきまして記載しています。(1)の「学校給食の定義」と7つの目標は記載のとおりです。1枚おめくりいただいて、2ページをご覧ください。(2)の「学校給食の区分」では、法令上3つの区分があることを、(3)の「実施の必要性」では、法令上給食実施が努力規定であることを記載しています。

次に、「3 完全給食の実施形態について」です。中学校で完全給食を実施している他都市の状況などから、完全給食は、おおむね、4つの方式に区分されます。1つ目は、「自校・単独調理場方式」で、各学校に給食室を設置して調理する方式です。2つ目は、「センター・共同調理場方式」で、センターで調理し、学校へ配送する方式です。3つ目は、「親子方式」で、小学校の給食室で、小学校の給食に加えて中学校の給食を調理し、学校へ配送する方式です。4つ目は、「デリバリー方式」で、民間事業者の調理場で、民間事業者が調理し、学校へ配送する方式です。

次に、「4 提供方法について」です。2ページから3ページにかけて記載のとおり、給食の提供方法としましては、食缶で提供し、学級で配膳する方法と、弁当箱で提供する方法があります。(1)の「食缶」についてですが、これは、調理したおかずなどを種類ごとに食缶に入れ、喫食直前に配膳し、提供する方法で、全員喫食など、喫食率が安定している場合に、使用することが多く、適温での給食提供が可能です。(2)の「弁当箱」についてですが、調理場で調理したおかずなどを弁当箱に盛り付けたうえで配送し、提供する方法ですが、衛生管理上、65度以上、または10度以下に保つ必要があるため、調理後、おかずなどを冷却している例が多くなっています。なお、弁当箱方式で実施している場合は、家庭からの弁当との選択制をとっている例が多くなっています。

次に、「5 対象範囲について」です。給食を提供する対象範囲としては、全員を対象とするものと、家庭からの弁当との選択制があります。(1)の「全員喫食」は、食育面などでメリットがある半面、量的な個人差の対応、残食量などに課題があります。ページをおめくりいただき、4ページをご覧ください。(2)の「選択制」では、家庭からの弁当で食事量、アレルギーなどの個々の対応ができ、弁当持参が出来ない場合には、バランスの良い食事を提供できるなどのメリットがある半面、統一的な食育指導がしにくいといった課題もあります。

次に、「6 各方式別の特徴について」は、後ほどご説明いたしますので、先に「7 中学校への影響について」をご覧ください。完全給食を実施する場合、中学校においては、日課表の変更や、配膳等の給食準備や、指導などの業務が発生し、学校生活の時間的な枠組みを見直す必要が出て来ます。

次に、「8 その他」についてです。(1)の「給食費について」の「①金額」については、本市ろう学校の中等部、高等部の生徒の給食費が4,800円であることと、平成24年の全国の公立中学校における給食費の平均額が、4,771円であることから、これらを参考に、消費税の増税等を考慮した金額が妥当であると考えています。5ページをご覧ください。「②未納対応」についてですが、全員喫食で給食を実施する場合、小学校と同様に、給食費の未納が発生することが予測されますが、デリバリー方式を選択制で実施している場合は、前納制となっており、未納は発生していません。次に、(2)の「給食扶助費について」です。就学援助対象者の給食費は全額公費負担となっているため、完全給食を実施した場合、給食実施に必要な費用とは別に、給食扶助費が大幅に増えることとなります。資料に記載のとおり、今年度予算の人数で、仮に給食費を月額4,800円とすると、約1億8百万円が新たに必要となります。中段以下に、参考として中学校給食の全国と県内の実施状況を記載しました。

次に、先ほどの「6 各方式別の特徴について」をご説明いたします。恐れ

入りますが、資料の最終頁に見開きで、別紙として添付している一覧表をご覧ください。完全給食の4つの方式について、項目ごとに特徴を整理しました。まず、表の左上の「想定」をご覧ください。自校、センター、親子の各方式は、食缶で全員喫食を想定し、デリバリー方式は、弁当箱で選択制を想定しています。内容としましては、「①給食の適温提供」から「配送時間」、「食中毒が発生した場合の影響」、「給食実施の学校への影響」、「学校ごとの給食時間の変更」、「食育」、「アレルギー対応」といったソフト面を、「⑧主な初期費用の項目」からは、「初期費用試算額」、「主な運営費用の項目」、「運営費試算額」、「初期整備上の課題」、「整備等に関する期間」といった経費面を整理しました。

大変恐縮ですが、1枚お戻りいただき、6ページをお開きください。「現時点での教育委員会としての考え方」です。今までご説明してきました、実施方式別の比較・検討を踏まえ、食育という観点、家庭との連携の必要性、給食ニーズへの対応の3点から、現時点での教育委員会としての考え方を整理したものです。「食育という観点」からは、小学校では、各教科等による食育に加え、給食も生きた教材として活用しています。中学校では、様々な経験を通じて「食」に関する知識を深め、「食」を選択する力の習得を目指し、自分で作ることも含めた家庭など日常生活での実践につながるよう指導しています。

7ページをご覧ください。「家庭との連携の必要性」についてですが、「食」を含む生活習慣の確立は、「生きる力」の基盤であり、第一義的な責任は家庭にあると考えています。しかし、家庭を中心として学校や地域が連携してきた食育は、いまや学校を中心とした家庭、地域と連携した取り組みとして求められています。食育の中心的な役割が家庭から学校へと移り、家庭での弁当作りの負担感や、現行のスクールランチに対する、栄養面のバランスに関する不安、食材費のみを負担している給食に比べた価格面での不満、頼む人が少ないことによる頼みにくさといった課題として表面化し、中学校における給食実施のニーズにつながっていると考えています。

この「給食ニーズへの対応」についてですが、本市を取り巻く状況、行政課題には非常に厳しいものが数多くあり、対応が求められる中、子育て世代の本市への定住促進を図ることや、本市の子育て世代の満足度の向上を図ることは、喫緊の課題と位置付けられています。そのためにも、中学校における給食ニーズに答えていくことは、教育委員会といたしましても必要であると考えています。

しかしながら、本市のおかれている厳しい財政状況から、優先度、費用対効果を十分に考慮した上での、課題解決に向けた手法の検討が必要であると考えています。これらのことから現時点での中学校における昼食は、現状のとおり



家庭からの弁当持参を基本にしながら、保護者の給食ニーズに応えるために、(仮称)横須賀給食弁当として、現行のスクールランチを充実させていくことが、望ましいと考えています。

最後に、本件につきましては、一昨日の16日に開催された市議会の教育福祉常任委員会において、報告いたしました。その際にいただいたご意見としまして、中学校完全給食の市民ニーズの把握に関する要望、また、経費の試算について、民間を活用することでの削減などのご意見をいただきました。

それらのご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上で、「本市における中学校完全給食の実施にかかる検討結果について」の報告を終わります。

(荒川委員)

7ページの最後のところの市教育委員会としての見解なのですが、これにつきまして、現行のままでいきますと現在お弁当を持ってきている家庭が結構多いと聞いていますし、それからパン注文なんかはどうなっているのかなというところをお聞きしたいなと思います。

(学校保健課長)

年間を通じて平均で見ますと、家庭からのお弁当、または学校によっては通学途中におにぎりとか限定したものを買っていいとしている学校もございませうけれども、ほぼ90%が持ってくるという形をとっています。それで残りの10%のうち、約5%が今お話に出ましたパンの注文、それから残りの約5%が弁当注文という形になっております。

(荒川委員)

そのパン注文も続けていくということでしょうか。

(学校保健課長)

パン注文につきましても、現在試行でやっている部分がございますが、事前の予約制という形をとっておりますので、当日急に持ってこられないという生徒さんもいらっしゃいますので、基本的にはパン注文は現時点では並行して進めていこうと思っています。

(森武委員)

議会の委員会でも言われたという話でしたけれども、これまで中学校の給食について、中学校の保護者とか、あるいはもっと広く市民全体でもいいんです

けれども、その実施についての意向調査のようなことというのは、これまでにやったことがあるのかどうかと、あれば内容を教えてください。

(学校保健課長)

広く市民、それからまたは限定した保護者ですとか、そういった方に、例えばアンケートのようなものを通じて意向を聞くということは今までやったことがありません。

(森武委員)

そうしますと、もちろんアンケートで方向性が出たからといって、予算のこともあるので、すぐにそのとおりになるというわけではないと思いますけれども、まずはやはり中学校の保護者とか、あるいは中学校に上がる前の小学校の保護者とか、そのあたりから実際の意向はどうかというのを少し調べられるというのは必要だと思うんですね。そのあたりは実施される予定はあるのでしょうか。

(学校保健課長)

おっしゃるとおりの部分も確かにあると思います。ただ、こちらのほうに整理をさせていただきましたとおりに、今、教育委員会といたしましては、一応家庭からの弁当を中心に、今やっているスクールランチなどお弁当注文のもの、お弁当をある意味給食に内容を近づけていくような、栄養面ですとか、それから価格面なども含めて近づいていくようなということで試行をやっているところです。こちらもやっていく中で、それを実際に利用されている中学校の保護者や生徒の声を聞く中で、どの程度のニーズというかあるのかということも検証していきながら、そちらの中学校完全給食については議会からも要望が出ていますので、並行して検討していくということは今考えていますけれども、直ちに何かそのことに限定したアンケートをとるということはまだ考えていないような状況です。こちらをまず進めていきながらということで現時点では考えています。

(森武委員)

もう1点お伺いしたいのですけれども、7ページの最後のところに「(仮称)横須賀給食弁当」と書いてあるのですけれども、今まで多分、スクールランチという言葉が教育委員会の場でも説明があったと思うのですけれども、この中に給食という言葉が入っているのは何か意味があるのでしょうか。

(学校保健課長)

いわゆるスクールランチというのは、パンの注文と弁当注文をトータル的にスクールランチと今まで呼んでいます。ただ、これが定着していないという状況もあります。現場ではパン注、弁注という言葉のほうがやはり残っています。

そういった中で、スクールランチの中のお弁当のほうを充実していくという中で、新しい何か名称を変えていかないとという、そういった事業立てする中で、検討する中で、仮称なのですけれども、給食献立の弁当という意味合いを含めたこういう仮称にしているという、そういった名称でございます。

(森武委員)

ちょっと言葉が難しいところがあると思うのですが、給食というのは一番最初に書いてあるように、文部科学省が決めている、恐らく定義に基づいて学校給食法というのに基づくとは思うのですが、そうしますとここで書いてある給食弁当というのは、いずれにせよ文部科学省が言っている給食とは違うという理解でよろしいでしょうか。

(学校保健課長)

はい、そのとおりでございます。

(森武委員)

確認されているのかもしれませんが、文部科学省が決めている名称というのは結構いろいろ使用に制限があって、例えば学校という名前をつけるためにはこうしないといけないとかあって、給食に関してはそういうことは。給食弁当といったのは給食じゃないんですけれども、この名称というのは合法と考えてよろしいのですか。

(学校保健課長)

まず1点目、仮称という名称をつけていること、それから横須賀給食弁当というそれを一つの単語として、すみません、言葉のあれかもしれませんが、そういったところで仮称とさせている部分がございますので、そういった法的な部分には抵触しないと考えています。

(荒川委員)

森武先生がおっしゃった給食弁当の名前については、私は今、市がやっています小学校の給食の献立をもとにしたお弁当をやっていますよね。その取り組みを通して今後業者さんのほうに給食のレシピなどを広く提供して、そういう

ことも含めてこういう給食弁当というのになったのかなと思ったんですけども、今後その試行が終わってからも続けるような形だからだとふと思ったのですが、どうなのでしょう。

(学校保健課長)

そのとおりでして、今、1月に1度試行しました。それから来週から2週間、2回目の試行を行います。これは小学校の給食献立を組み合わせを変えたり、アレンジをして、うちの管理栄養士が献立を考えています。給食の献立をベースにしているというお弁当になります。本試行は状況を見て検証していきながらになりますけれども、今の目標としましては来年度全校で給食の献立をアレンジした弁当をやっていきたいと、そこを目指して今試行しておりますので、今後も給食の献立をメインとしたお弁当にしていくという予定であります。

(齋藤委員長)

ちょっと私から確認なのですが、横須賀給食弁当というのは現在試行している小学校の給食のレシピでつくったお弁当のみを指すのでしょうか。それとも、先ほど荒川委員からご質問があった、例えばパンの注文とか、横須賀給食弁当のほかに実際にはパンの注文とか、それから現在の例えばいわゆる給食弁当ではない普通のデリバリーのお弁当とか、そういうものは全て残るということでよろしいのですか。

(学校保健課長)

すみません、整理をさせていただき、今の予定ということでお話しさせていただきますが、まず今この試行を経てできるという確証がとれれば、全中学校で、今は仮称がついていますが、給食献立のお弁当をやります。その際に一緒にやるものは、ご質問のあったパン注文は継続してやる考えであります。ただ、今ほかに献立である、例えば単品でいただいたりとか、ほかの献立があるわけですが、そういったものはなくすという方向で今は検討しています。

(齋藤委員長)

もう一つですが、今試行していらっしゃる学校給食レシピの弁当は、実際には事前注文であってやりにくいとか、業者さんからすると今の値段ではちょっとどうかとかということがいろいろと課題があると思うのですが、例えば全校で施行するというときに、それに見合うだけの業者さんとかは、今それを検討していらっしゃるのだと思うのですが、業者さんが見つかるのか、あるいは事前注文というのがどっちもから、利用するほうからも、つくるほうからも

不便だというのがあって、その辺の課題もこれから結構いろいろ超えていかなければいけない、ハードルは高いということなのではないでしょうか。

(学校保健課長)

まさにおっしゃるとおりでして、頼む側からすると、前回の1回目の試行のときもそうでしたが、事前に頼むという部分についてはなかなか難しいという声をいただいております。ただ、作る事業者さんとしては、ふだん使わない食材で作ってくれという指定がうちから来ますので、それを調達しなければいけないということがあって、数が確定したものでお出ししないとできないという、業者さんからは一方でそういうふうに言われています。そこら辺をどのように、今後お互いのそのところをうまく接点を見出していくのかという、一つ大きい課題があります。

それから、もう1点は価格の面の課題になっていまして、今、営業面は給食の献立をやっていますからいいですけれども、保護者から見るとやっぱり給食と比べたら価格が当然ちょっと高めになっていますから、そこら辺をどうしようかというところが2つ目の大きな課題かなと認識していますので、それぞれを解決、確かにハードルは高いのですけれども、今回、2回目の試行を経て、またアンケートをとりますけれども、そういった声を聞きながら、またこの場でもご報告させていただいて、ご意見いただきながらクリアしていきたいなど現状は考えております。

(森武委員)

給食献立ということでお伺いしたいのですけれども、給食献立ということで献立にこだわっておられますけれども、今試行をやられているのは、全部小学校の献立を使われているということなんですか。

(学校保健課長)

小学校の給食の献立をベースにしております。

(森武委員)

教育委員会の栄養士さんを使って、栄養のバランスをとるということは非常に重要なことなので、これはすばらしいことだと思うのですが、もともと小学校と中学校でもう少し求められる栄養価とかは違ったりするかと思いますので、小学校の献立にこだわられるという理由は余りないのかなという気もするのですけれども。そのあたり、要は管理栄養士の方が入られて、中学校に適切な献立を提示してということであればいいと思うのですけれども、そこは何か今こ

だわっている理由というのはあるのでしょうか。

(学校保健課長)

まず今までの経緯から話しますと、ふだんの弁当注文の、いわゆる日替わり弁当といって複数のおかずが入った、単品おかずでなくて、そういったものがあるのですけれども、頼む生徒さんが非常に少ない現状が今までにあります。今回、小学校の給食の献立から持ってきているというのは、小学校のときに比較的子供たちに人気があったというか、子供たちが割かし残さずに食べていた、そういったようなものをアレンジして、より頼みやすく、食べてもらいやすくするために、小学校のときの献立名を、覚えている名称のものをそのまま使ったり、そういったことでベースを小学校のものにしているという状況でございます。

(森武委員)

試行の段階ではもちろんそれでいいと思うのですけれども、これを例えば全校で年間を通してやると考えたときに、小学校でも恐らく人気のあるメニューと人気のないメニューがあったはずですが、それはトータルのバランスを考えて、もちろん人気がないメニューも残っているのだと思うので、中学のお弁当だけが何か人気のあるものだけ選んでいますという、何かそれは給食の本筋からまた外れてくるような気もします。

試行の段階ではいいのですけれども、これ多分、年間を通してやるときにはそうはいかないのではないかと思うのですけれども、そのあたりはどうかでしょうか。

(学校保健課長)

おっしゃるとおりのことも確かにあると思います。まず1点目の給食ではないということで、あくまでも原則は家庭からのお弁当で、家庭からのお弁当を補うために、そのとき安心して、かつ栄養面をきちんと考慮されているものが食べられるという環境を整えるという目的でやっていますので、今言われたご意見を参考にしながら、献立の内容についてはまた栄養士ともよく話し合っていきたいと思います。

報告事項(5)『学校事故について(経過報告)』

(学校保健課長)

それでは、報告事項の(5)「学校事故について(経過報告)」をご説明い

たします。

本件は、平成25年8月16日の教育委員会臨時会で最初に報告いたしました学校事故の第6回目の経過報告になります。

平成24年9月19日に発生した学校事故に関しまして、示談前ではありますが、平成26年6月に、療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして、143,030円をお支払いしました。

これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は、863,210円となります。

本件につきましては、一昨日の16日に開催された市議会の教育福祉常任委員会で報告させていただきました。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただきます。

今後とも、学校と連携し、誠意をもって、丁寧に対応してまいります。

以上で、「学校事故について（経過報告）」の説明を終わらせていただきます。

（質問なし）

報告事項（6）『「開館60周年記念展 第1部 ヨコスカの宝」の開催について』

（博物館運営課長）

横須賀市自然・人文博物館は、今年、開館60周年を迎えています。これを記念して、特別展示「開館60周年記念展 第I部 ヨコスカの宝」を、開催いたします。

会期は、7月19日から9月7日まで、休館日を除いて、開館日数は44日間です。展示内容は、60年間に蓄積された貴重な自然誌資料を一堂に紹介するもので、主な展示資料といたしましては、明治30年に、世界で初めて相模湾で発見された、1科1属1種の希少なサメである、ミツクリザメの、全長2.5メートルという日本最大級の標本、絶滅したとされるニホンカワウソが、三浦半島にも昭和初期まで生息していた証拠となる貴重な標本、さらには、多くの資料の中から、貴重なものとして、直径40センチの巨大なアンモナイト化石、美しい鳥であるゴクラクチョウ、美しい蝶であるモルフォチョウなどの標本を、一挙に公開します。なお、会期中の7月19日と8月9日には、各分野の学芸員が、詳しく解説するイベントも用意しています。

また、この特別展示に引続いて、開館60周年記念展 第II部では、「ヨコス

カ 50's (フィフティーズ)」と題して、博物館が開館した1950年代を中心とした写真や地図、パンフレット、日用品などから、復興してゆく横須賀の姿や当時の街や人々の暮らしなどを紹介します。

以上で、平成26年度の博物館特別展示に関する報告を終わります。

(質問なし)

#### 報告事項(7) 『横須賀美術館企画展「キラキラ、ざわざわ、ハラハラ展」の開催について』

(美術館運営課長)

来月7月12日(土)から美術館で開催される、「こどもと美術を楽しみたい! キラキラ、ざわざわ、ハラハラ展」の開催について、ご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。「1の展覧会名」から「4の観覧料」までは、記載のとおりです。「5の概要」ですが、この展覧会は、横須賀美術館の夏休み企画として、まるで物語を読むように、目をキラキラと輝かせたり、心をざわざわと波立たせたり、ハラハラ・ドキドキしながら美術を楽しめたらと考えた、大人も子どもも楽しめる体験型の展覧会です。

現在、第一線で活躍するアーティスト5組が集結し、あそび心いっぱいの楽しい作品、高さ4.5mの大きな傘や、かわいい映像作品、絵本原画などが展示作品として登場します。彼らの作品とともに、自身の心の動きも楽しんでいただきたい展覧会です。

「6 関連事業」として、会期中に、記載の出品作家によるワークショップ、トークセッションをはじめ、学芸員による親子ギャラリーツアーを開催します。詳しくは、チラシ裏面最終頁の下段、関連イベントをご覧ください。

また、「7 その他」にありますとおり、本展覧会では、「リピーター割」を実施します。「リピーター割」は、夏休みに開催するこの企画展に、子どもや同伴する保護者に、何度も足を運んでもらい、美術館をより身近に感じてもらうことを目的として実施する初めての試みです。「リピーター割」は、2回目の観覧料が50%引、3回目以降は75%引と、リピーターにお得なサービスとなります。

このほかにも、恒例の野外シネマやボランティアイベントなど、子どもから大人まで、夏の美術館を楽しんでいただくための、さまざまな企画をご用意しております。

横須賀美術館では、これからも美術にあまり関心のないお客さまにも、楽しめるような企画展やワークショップなどのイベントを実施し、市民に親しまれ、



市民に利用される美術館を目指してまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項(8) 『横須賀美術館 アートカードを使った鑑賞教育について』

(美術館運営課長)

それでは、横須賀美術館アートカードを使った鑑賞教育について、報告いたします。恐れ入りますが、お手元の資料、報告事項8をご覧ください。

平成25年度に「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」として、文化庁より補助金を受けて、横須賀美術館の所蔵作品をカード化した教材「アートカード」を製作いたしました。教材の開発・製作は、市内の小中学校の図工・美術教諭と美術館学芸員の有志で組織した「地域とはぐくむ子どものための鑑賞教育基盤整備事業実行委員会」が行いました。

本市教育委員会は、小学校美術鑑賞会として、小学6年生全員が美術館に来館する全国でも稀な取り組みを行っており、こうした活動をより充実させ、学校と美術館をつなぐ教材として活用してまいります。

1のアートカードの概要 ですが、アートカードは美術作品をカード化した教材です。図工や美術における鑑賞の分野で活用できるほか、言語活動やコミュニケーション活動を伴うため、国語や道徳などの授業でも利用できます。実際に授業に教材を取り入れてもらうため、活動の手順や評価基準をまとめた指導案集も製作いたしました。

指導案集をもとに授業を行うと、教室にしながら作品の鑑賞活動ができます。特に、美術館に来館し、実物を見る鑑賞の事前授業にアートカードを使うと、来館時の鑑賞活動がより充実したものとなる効果が得られます。

アートカードは、横須賀美術館の所蔵作品64点を1セットにしています。全部で1,000セットを製作しました。アートカードをより効果的に扱うための補助教材として、指導案集、指導記録をおさめたDVD、ウェブサービス版「横須賀美術館アートカード」も製作しています。ウェブサービスは誰でも見ることができ、アートカードの作品について調べたり、ふりかえりの鑑賞活動に活用できます。

2の学校への配布 ですが、市立小中学校及び、養・ろう学校全71校に対し、グループごとの活動ができるよう10セットずつお配りしています。カードのほか、指導案集と指導記録DVDも併せてお渡ししました。なお、私立や市外の教育機関から希望があれば、美術館より無料で貸出しを行っております。

3の活用に向けた取組み につきまして、平成26年度の予定をお知らせいたします。各学校にあるアートカードをより多くの先生方が実際に活用できるように、本年度は、図工科の研究過程の教材に採用され、6月13日（金）に武山小学校にて授業が行われました。夏休みに入りまして、8月8日（金）には、アートカードを使ったグループワークを取り入れた研修を、教育研究所で実施いたします。

また、鑑賞教育についての見地を広め、教材の普及を目的とした講演会を2月中旬に美術館にて開催する予定です。

今後も、引き続き学校で活用されるよう普及活動を検討、実施してまいります。以上で、報告を終わらせていただきます。

（荒川委員）

これを読ませていただいて、とてもすてきなカードができてよかったな、また学校でもたくさん利用できたらいいなとも思ったのですが、全部の学校に各10セットということで、児童数やクラス数に関係なくということなので、児童数や学級数が多い学校などにもう少し数が多く配布できないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

（美術館運営課長）

製作した数が限られております。そうはいつでも美術館に多少の貸し出しの余裕がございます。まずは10セットの活用を各学校で広く進めていただくことが第一だと思っておりますので、その上でより利用度が高くなって必要になってくる学校におきましては、現在あるものの中から貸出していくことや、先の話になりますけれども、追加版という形で製作することなども利用しながら考えていきたいと思っております。

（三浦委員）

これは学校で扱うのですが、学校ではなくて、美術館のショップに置くということは考えられないのでしょうか。

（美術館運営課長）

教材としてつくったものですし、それから補助金を受けて製作したものですので、販売する目的では考えておりませんでした。例えば学校での利用が高まって、大人にも広く家庭で活用していきたいという話になるようでしたら、今後販売を目的とした製作も考えていきたいと思っております。

(三浦委員)

もう一つ。今度ばらばらで。というのは、美術館のショップはお土産として買うものが余りないです。ですから、この一部でも置いていただくと、買いたいという欲が湧くのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

(美術館運営課長)

アートカードを販売するという事は、現時点では考えておりません。今、委員のおっしゃる美術館のショップでのお土産については、アートカード以外のものを含めて考えてまいりたいと思います。

(森武委員)

これはすばらしい取り組みだと思うのですが、その中でちょっとお伺いしたいのは、これはもともと1行目に支援事業としてやっているということと、あと学芸員と図工・美術の教諭の有志で組織した実行委員会をつくっているということで、これと美術館との関係というのはどうなっているのでしょうか。

(美術館運営課長)

この補助金を得た事業ですけれども、事業の対象としましては、基本的には公立の施設や学校ではなくて、民間の組織で地域と協働した活動ということです。ただ一つ条件がございまして、美術館あるいは歴史博物館を取り込んでやっていくという事業でしたので、こういう目的の中で学校の教諭と、それから美術館の学芸員が話し合ったところ、こういう形でやれば実施ができるのではないということから、実行委員会を立ち上げたという経緯がございます。

(森武委員)

美術館が直接美術館の事業としてやっているわけではない、協力しているという位置づけになるかと思うのですが、逆に考えますと実行委員会にこれの製作した権利というのが残っていると思われるので、そうしますと例えばそれを今度地域により還元するために、別に売ってもうけようというわけではなくて、実費というか、製作にかかった費用等、もともとつくるための費用は補助金でいただいているということですので、実際にお渡しするものをつくるためのコストだけで売るということは、逆に言うと美術館でつくったものじゃないのでやりやすいのかなと思ったのですが、そのあたりはいかがでしょう。

(美術館運営課長)

申し訳ありません。補助要綱等をもう一回確認する必要があるかと思いますが、そもそも販売目的としているものではないと思いますので、なかなか難しいのではないかと思います。

(森武委員)

販売目的というと、確かに営利目的になるので、少しあれかもしれないけれども、販売というより頒布と言ったらいいのかもしれないけれども、もちろんそこから利益を得て、つくった方が何か分配しようというのでなくて、つくるのは補助金をいただいてつくったので、せっかくできた成果物。もしこれが評判がよければですけれども、よかったときに、例えば個人でも、あるいは学校の教材としても買えるように、実費で買えるような仕組みというのは今後可能性があるのかなと思ったので、お聞きしたのですね。今すぐ答え出なくても構わないので、ご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第1及び日程第2は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。  
関係理事者以外の退席を求めた。

## 6 閉会及び散会の時刻

平成26年6月18日(水) 午前11時15分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤 道子